燃糸工連ニュース

2015年10月発 行 第49号

発行:日本撚糸工業組合連合会

₹113-0034

東京都文京区湯島1-3-4

TEL 03 (5615) 8974

FAX 03 (5615) 8975

http://www.nenshi.or.jp/

E-mail:info@nenshi.or.jp

◆最低賃金の改定について

各都道府県の平成27年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。

平成27年度地域別最低賃金改定状況

平成27年9月18日現在

都道府県名	最低賃金時間額【F	円】 発効年月日
北海道	764 (748	9 平成27年10月8日
青 森	695 (679	9 平成27年10月18日
岩 手	695 (678	平成27年10月16日
宮城	726 (710	平成27年10月3日
秋 田	695 (679	平成27年10月7日
山 形	696 (680	平成27年10月16日
福島	705 (689	平成27年10月3日
茨 城	747 (729	平成27年10月4日
栃木	751 (733	平成27年10月1日
群馬	737 (721	9 平成27年10月8日
埼 玉	820 (802)
千 葉	817 (798	平成27年10月1日
東京	907 (888	平成27年10月1日
神奈川	905 (887	9 平成27年10月18日
新潟	731 (715	平成27年10月3日
富山	746 (728	平成27年10月1日
石 川	735 (718	平成27年10月1日
福井	732 (716	平成27年10月1日
山 梨	737 (721	平成27年10 月1日
長 野	746 (728	平成27年10月1日
岐 阜	754 (738	平成27年10月1日

静岡	783	(765)	平成27年10月3日
愛 知	820	(800)	平成27年10月1日
三 重	771	(753)	平成27年10月1日
滋賀	764	(746)	平成27年10月8日
京都	807	(789)	平成27年10月7日
大 阪	858	(838)	平成27年10月1日
兵 庫	794	(776)	平成27年10月1日
奈 良	740	(724)	平成27年10月7日
和歌山	731	(715)	平成27年10月2日
鳥取	693	(677)	平成27年10月4日
島根	696	(679)	平成27年10月4日
岡山	735	(719)	平成27年10月2日
広 島	769	(750)	平成27年10月1日
ДП	731	(715)	平成27年10月1日
徳 島	695	(679)	平成27年10月4日
香 川	719	(702)	平成27年10月1日
愛媛	696	(680)	平成27年10月3日
高知	693	(677)	平成27年10月18日
福岡	743	(727)	平成27年10月4日
佐 賀	694	(678)	平成27年10月4日
長 崎	694	(677)	平成27年10月7日
熊本	694	(677)	平成27年10月17日
大 分	694	(677)	平成27年10月17日
宮崎	693	(677)	平成27年10月16日
鹿児島	694	(678)	平成27年10月8日
沖 縄	693	(677)	平成27年10月9日
全国加重平均額	798	(780)	

※括弧書きは、平成26年度地域別最低賃金

◆マイナンバー制度について

■平成27年10月にマイナンバーが通知されます。

平成27年10月から、住民票を有する国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方

にも通知されます。

通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーはぜひ大切にしてください。

法人には、1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、どなたでも自由に使用できます。

■平成28年1月からマイナンバーを利用します。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

マイナンバー制度の解説 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html

◆「JFW JAPAN CREATON 2016」 について

来る11月25日(水)~26日(木)、東京国際フォーラムにおいて「JFW JAPAN CREATION 2016」が開催されます。当会傘下の組合員有志が「JYTねん糸グループ」として参加・出展いたします。

出展企業:金田繊維合資会社、藤田織物(株)、古市(株)、山甚撚糸(株)、広部撚糸(有)、 マルイテキスタイル(株)、渡辺繊維(株)、(有)内田撚糸 「以上福井県8社」

伊高撚糸(株)、(株)ビエント、(有)青山繊維加工

「以上愛知県3社」

詳細は、http://www.japancreation.com/2016/boshu.htmlをご覧ください。

◆その他中小企業関連ホームページ等について

I 税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又

は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支 えありません。

国税庁ホームページhttp://www.nta.go.jp/

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談 に応じています。各自治体にお問い合わせください。

③ 中小企業・小規模企業向けの「消費税転嫁対策」に関するホームページ ⇒http://www.zei-tenka.jp

Ⅱ 各種中小企業支援について

- ① 中小企業庁ホームページhttp://www.chusho.meti.go.jp/中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。
- ② ミラサポホームページhttp://www.mirasapo.jp/ ミラサポは、中小企業庁委託事業として中小・小規模事業者の未来をサホートするサイト です。
- ② 経済産業省ホームページhttp://www.meti.go.jp/経済産業省の施策全般について掲載されています。